

我が国における環境関連税制の状況

1 環境税案（環境省平成18年度税制改正要望）※ 関係資料7～12頁

目的	二酸化炭素の排出量に応じ、幅広く負担を求めるこことにより、広く国民に温暖化対策の重要性についての認識を促し、排出量の削減を推進
課税対象	家庭、事業活動において使用される化石燃料（ガソリン、軽油、ジェット燃料は当分の間除外）
税率	2,400円／炭素トン
税収見込	3,700億円
家計負担	年間約2,100円／世帯
税収の用途	①森林の整備・保全、②自然エネルギー等の普及、 ③住宅・ビル省エネ促進施策、④地球温暖化対策支援優遇措置

2 固定資産税の軽減

平成13年に、ヒートアイランド現象の緩和等に重要な役割を果たす都市の緑を確保するため、認定緑化施設（市町村の認定を受けた民間事業者が敷地内で設置する屋上緑化施設など）に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置を創設（平成19年度に面積要件緩和及び適用期限延長）

	緑化重点地区 ^{*1} 内の 認定緑化施設 〔緑化地域等 ^{*2} の 対象区域外〕	緑化地域等 ^{*2} 内の認定緑化施設	
		緑化義務のある建築物 に設ける場合	緑化義務のない建築物 に設ける場合
特例率	課税標準5年間1/2	課税標準5年間1/3	課税標準5年間1/2
敷地面積要件	500m ² 以上 〔19年度に1,000m ² 〕 以上から拡大	300m ² 以上	
特例対象範囲	認定緑化施設全体	認定緑化施設のうち、義 務付け相当部分の額 ^{*3} を除いた部分	認定緑化施設全体
緑化率要件	20%以上		
価格要件	200万円以上		
適用期限	平成21年3月31日までに新設されたもの（19年度に延長）		

※1 緑化重点地区：横浜市では、市内全域を緑化重点地区に指定

※2 緑化地域等：緑化地域及び地区計画等緑化率条例による制限を受ける地域
市内ではなく、現在、制度化を検討中

※3 義務付相当額：3,000円×敷地面積×都市計画で義務付けている緑化率

※4 本市では、制度創設以降、課税標準の特例適用施設なし

3 自動車税のグリーン化

(1) 自動車税

ア 概要

自動車税のグリーン化税制とは、主に窒素酸化物や粒子状物質の排出量を抑制するための自動車環境対策として平成13年度に導入された環境配慮型税制で、自動車の環境負荷に応じて自動車税の税率を軽課または重課することをいう。

- ① 50%軽課 低排出ガス車+燃費基準プラス20%
- ② 25%軽課 低排出ガス車+燃費基準プラス10%
- ③ 10%重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン・LPG車及び11年を経過したディーゼル車

イ 軽減・重課の税率（例：自動車の場合）

区分	税率	グリーン化税制による特例税率		
		50%軽課	25%軽課	10%重課
電気自動車	営業用	7,500	4,000	適用なし
	自家用	29,500	15,000	適用なし
中 略				
1.5t超 2.0t以下	営業用	9,500	5,000	7,500
	自家用	39,500	20,000	30,000
2.0t超 2.5t以下	営業用	13,800	7,000	10,500
	自家用	45,000	22,500	34,000
2.5t超 3.0t以下	営業用	15,700	8,000	12,000
	自家用	51,000	25,500	38,500
以 下 略				

ウ 軽減期間

平成18及び19年度中に新車新規登録した場合は、それぞれ当該年度の翌年度分を軽減

(2) 自動車取得税

ア 概要

自動車取得税のグリーン化税制とは、一定の自動車を取得した場合に納税する自動車取得税を減額するものである。対象自動車は、一定の低排出ガス・低燃費基準を満たすものであり、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、これらの自動車を取得した場合は、税率を、自動車の取得価額から次の表の額を控除した額の5%とする。ただし、営業用自動車と軽自動車は3%とする。

イ 軽減内容

	低排出ガス（☆☆☆☆）車
燃費基準+10%	15万円控除
燃費基準+25%	30万円控除

ウ 軽減期間

平成18年4月1日登録・届出分から

4 地方における独自の取組

(1) 環境に関する特殊な財政需要の発生に対して、その原因者に負担を求めるもの

課税団体	名 称	税収規模	納税者	施 行
富士河口湖町	遊漁税	4千万円	河口湖の遊漁者	H13. 7
岐阜県	乗鞍環境保全税	3千万円	乗鞍スカイライン山頂駐車場の利用者	H15. 5
多治見市	一般廃棄物埋立税	2.4千万円	市外から搬入される一般廃棄物の処理施設の設置者（名古屋市）	H14. 4
太宰府市	歴史と文化の環境税	6千万円	有料駐車場利用者	H15. 5

(2) 環境に負荷を与える行為・物質に着目したもの

様々な名称で課税されているが、次の基本構造は共通

- ① 産業廃棄物を排出した事業者に対して産業廃棄物の処分場への搬入重量を課税標準に課税
- ② 税額は、原則として産業廃棄物の搬入重量1トンにつき1,000円

課税団体	名 称	税収規模（億円）	施 行
北海道	循環資源利用促進税	11	H18. 10
青森・秋田・岩手	産業廃棄物税	青森 0.6・秋田 3.2・岩手 3.1	H16. 1
宮城		3.5	H17. 4
山形		2.4	H18. 10
福島		5.4	H18. 4
新潟		3.3	H16. 4
愛知		13.7	H18. 4
三重		4.1	H14. 4
滋賀・奈良		滋賀 1・奈良 1.1	滋賀 H16. 1 奈良 H16. 4
京都		0.9	H17. 4
岡山・広島・鳥取	岡：産業廃棄物処理税 広：産業廃棄物埋立税 鳥：産業廃棄物処理場税	岡山 7・広島 9・鳥取 0.1	H15. 4
島根	産業廃棄物減量税	2.8	H17. 4
山口	産業廃棄物税	3.9	H16. 4
愛媛	資源循環促進税	2.6	H19. 4
福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島	産業廃棄物税	福岡 5.4・佐賀 1.5・長崎 2 熊本 3.7・大分 2.2・鹿児島 1	H17. 4
沖縄		1.1	H18. 4
北九州市	環境未来税	8	H15. 10

※課税団体欄が複数のものは、複数の県による共同施行

(3) 森林環境・水源環境保全を目的とした住民税の超過課税 ※ 関係資料 13~37 頁

様々な名称で課税されているが、次の基本構造は共通

- ① 神奈川県を除き、個人及び法人とも均等割額への上乗せ
- ② 税収は、森林の機能保全を図ることを目的とする施策、県民が森林とふれあう機会を提供することを目的とする施策等に充当

県名	名称	税収規模 (億円)	上乗せ税額		施行
			個人	法人	
神奈川	水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税	38	均等割 300 円 所得割 0.025%	対象外	H19. 4
岩手	いわての森林づくり県民税	7.1			H18. 4
山形	やまがた緑環境税	6		10%	H19. 4
福島	森林環境税	6.4			H18. 4
栃木	とちぎの元気な森づくり県民税	8	700 円	7%	H20. 4
静岡	もりづくり県民税	6.5	400 円		H18. 4
富山	水と緑の森づくり税	2.7		5%	H19. 4
石川	いしかわ森林環境税	3.6	500 円		
滋賀	琵琶湖森林づくり県民税	6	800 円	11%	H18. 4
奈良	森林環境税	3		5%	
和歌山	紀の国森づくり税	2.6	500 円		H19. 4
兵庫	県民緑税	21	800 円	10%	H18. 4
鳥取	森林環境保全税	1	300 円	3%	
島根	水と緑の森づくり税	2			H17. 4
岡山	おかやま森づくり県民税	4.5			H16. 4
広島	ひろしまの森づくり県民税	8			H19. 4
山口	やまぐち森林づくり県民税	3.8			H17. 4
愛媛	森林環境税	3.6			
高知	森林環境税	1.6		500 円	H15. 4
福岡	福岡県森林環境税	13			未施行*
長崎	ながさき森林環境税	3.2			H19. 4
大分	森林環境税	2.3			H18. 4
熊本	水とみどりの森づくり税	4.2			H17. 4
宮崎	森林環境税	2.8			H18. 4
鹿児島	森林環境税	3.8			H17. 4

※ 平成 18 年 12 月議会可決、公布の日から 2 年以内に施行

(4) その他規制的なもの

ア 実施されているもの

課税団体	名 称	税収規模	納税者	施 行
東京都豊島区	狭小住戸集合住宅税	3.7千万円	住宅の建築主	H16. 6

イ 条例可決後未実施のまま廃止されたもの

課税団体	名 称	税収規模	納税者	経 過
東京都杉並区*	すぎなみ環境目的税 (レジ袋税)	4億円	商品の引渡しに伴いレジ袋の譲渡を受ける者	H14. 3(可決)
東京都豊島区	放置自転車等対策推進税	2.1億円	鉄道事業者	H15. 12(可決) H16. 9(同意) H17. 4(施行) 課税前に廃止

* 現在レジ袋の削減に向けて、一定期間（平成 19 年 8 月 1 日から 11 月 30 日まで）店舗を指定（いなげや杉並新高円寺店）してレジ袋有料化モデル事業を実施

【主な内容】

- ・ 実施期間中は、レジ袋の無料配布を行わず、1枚 5 円でレジ袋有料化モデル事業を実施。また、レジ袋有料化モデル事業終了時までに、当該店舗での事業の継続や他店舗の実施を検討。
- ・ レジ袋有料化モデル事業期間中に得たレジ袋の収益は、地域の環境教育等へ還元。

ウ 検討段階で終わったもの

検討団体	名 称	税収規模	納税者
山梨県	ミネラルウォーター税	2.7 億円	ミネラルウォーター事業者

環境税の具体案

平成17年10月25日

環境省

1. 基本的考え方

深刻化する地球温暖化問題への対応は喫緊の課題である。

京都議定書が本年2月に発効したことにより、6%削減約束の達成は我が国の国際的義務となった。政府はこのため、本年4月、京都議定書目標達成計画を閣議決定し、目標達成に向けた道筋を示した。

今後、同計画に位置付けられた対策をより一層確実に実施する上で、環境税は是非とも必要なものであると考えており、以下の基本的な考え方に基づき、環境税の創設を要望する。

- 環境税は、二酸化炭素の排出量に応じ、工場や企業、家庭などから幅広く負担を求めるることにより、広く国民に対し温暖化対策の重要性についての認識を促し、排出量の削減を推し進めるものである。また、京都議定書目標達成計画の実施に当たり必要な安定的財源の確保も可能とするなど、各種温暖化対策の実効性を確保することができる有力な手段である。
- 環境税は、市場の力を活かしつつ、中長期的には、国民のライフスタイルや事業活動を環境に優しいものへと変え、優れた環境技術を生むなど、美しい環境を将来の世代に残しながら発展する社会経済を具体化する新しい政策手法でもある。
- 環境税の収税は、森林の整備・保全や家庭・企業の省エネ促進など緊急性が高い対策に用いることとし、また、税の仕組みの構築に当たっては、最近の原油価格高騰による影響等も踏まえ、国民負担や産業の国際競争力維持への配慮、一定の削減努力をした企業に対しての軽減措置なども工夫する。
- 現在、特別会計や特定財源の在り方についての検討が行われているが、地球温暖化対策の観点から、エネルギー課税等環境負荷に関連する諸税の税率（暫定税率を含む。）の水準を維持することを要望する。また、地球温暖化対策の確実な実施には相当規模の費用が必

要であるが、本環境税案の収税規模（およそ3,700億円）では緊急に必要な対策の実施が当面確保されるにすぎず、特別会計・特定財源の改革に際してはその財源を地球温暖化対策にも充てることを要望する。

2. 環境税の具体的仕組み

(1) 課税対象・段階

- ① 主に家庭・オフィスにおいて使用される化石燃料に対する課税
ガソリン、LPG、灯油：上流課税（石油精製会社から移出された段階又は製品として輸入された段階で課税）
- ② 主に事業活動において使用される化石燃料に対する課税
石炭、天然ガス、重油、軽油、ジェット燃料：大口排出者（③の対象者を除く。）による申告納税
- ③ 電気事業者等において使用される化石燃料に対する課税
発電用燃料、ガス製造用原料：電気事業者、都市ガス製造業者による申告納税

（注）ただし、ガソリン、軽油、ジェット燃料については、原油価格の高騰及び既存税負担の状況等にかんがみ、当分の間適用を停止する。

(2) 収税額、税率

- 収税額は、約3,700億円とする。

＜各部門の課税額＞

- ・産業 約1,600億円
- ・業務その他 約1,100億円
- ・家庭 約1,000億円

- 税率は、2,400円/炭素トン相当とする。

- ・例えば、石炭の税率は平均1.58円/kgとなる。

※ 発電用燃料への課税を電気に換算すると平均で0.25円/kWh

※ 適用開始後のガソリンの税率は1.52円/L

- 家計の負担 一世帯当たり年間約2,100円（月額約180円）

(3) 税負担の減免措置

- 國際競争力の確保や一定の削減努力をした企業への配慮等のため、以下の軽減措置を講じる。
 - ・ 一定の削減努力をした大口排出者が消費する石炭、天然ガス、重油、軽油、ジェット燃料について軽減を行う。(1/2に軽減。ただし、一定の削減努力をしたエネルギー多消費産業に属する企業の場合は1/2軽減に加え、さらに1割軽減)
 - ・ 鉄鋼等製造用の石炭、コークス等は、免税する。
 - ・ 灯油の軽減（税率1/2）等を行う。

(4) 税収の使途

- 全額を、地球温暖化対策として、①森林の整備・保全、②自然エネルギー等普及促進、③住宅・ビルの省エネ化などに用いる。
- 税収は一般財源とし、地球温暖化対策を支援する税制優遇措置の財源にも充てる。

(5) 地方公共団体への譲与

- 税収の一部を地方の地球温暖化対策に充てるため地方公共団体に譲与する。

(6) 実施時期

- 平成19年1月から実施する。

3. 環境税の効果・影響

- 税による削減量 4,300万トン程度（1990年基準で3.5%程度）の削減
- 経済への影響 GDP年率0.01ポイント減

単位量当たりの税率 (2400円/t-c)

	税率(円/単位量)
石炭(kg)	1.58
灯油(L) (*)	0.82
重油(L)	1.80
天然ガス(kg)	1.76
LPG(kg)	1.96
都市ガス(m ³) (**)	1.38
電気(kwh) (**)(***)	0.25
(揮発油(L))	1.52
(軽油(L))	1.72
(ジェット燃料(L))	1.61

揮発油、軽油、ジェット燃料については、当分の間、適用停止。

(*)灯油については税率を一律2分の1軽減。

(**)都市ガス、電気については、原燃料課税分が電気料金、都市ガス料金にすべて転嫁された場合の税率に相当する率。

(***)電気に係る排出係数は、全電源平均をとったもの。

一世帯当たりの負担額(年間)

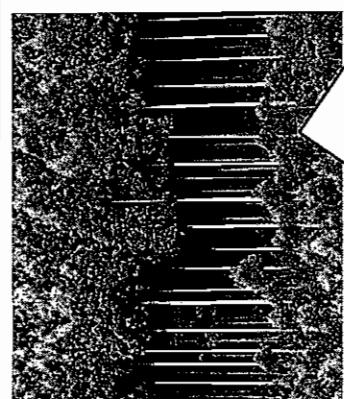
	kg-CO ₂ /世帯	円
灯油	638	209
LPG	355	232
都市ガス	448	293
電力	2132	1396
合計	3573	約2,100円(年額) 約180円(月額)

※ 上記の試算は、全世帯における電力や灯油などのエネルギーの消費量から二酸化炭素の排出量を算出し、一世帯当たりの平均排出量に税率を乗じたもの。

特に緊急に必要な温暖化対策を集中的かつ強力に推進

例えば...

森林



荒れた森の再生

「水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税」(神奈川県)の概要

項目	内容	
税の種類	個人県民税均等割・所得割の超過課税	
課税団体	神奈川県	
目的	水源環境の保全・再生は、将来にわたり取り組まなければならない課題であり、その施策は、継続的、安定的に行う必要がある。そのためには、一般財源とは別に、特定の財源を確保することが必要である。そこで、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(仮称)案」において、必要とされている年間額をまかなう財源として、水を利用する県民に広く負担を求めるため	
加算額	個人県民税 均等割 300円 所得割 0.025%相当額	加算額の根拠 「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(仮称)案」において、「新規必要額」とされている年間約38億円から算定
税収見込	約38億円	
税収の取扱い	特別会計を設置し、収入相当額については、その特別会計の中に創設する基金に積立	
税収の使途	かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(仮称)案の12事業 1. 水源の森林づくり事業の推進 2. 丹沢大山の保全・再生対策 3. 溪畔林整備事業 4. 間伐材の搬出促進 5. 地域水源林整備の支援 6. 河川・水路における自然浄化対策の推進 7. 地下水保全計画の推進 8. 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進 9. 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進 10. 相模川水系流域環境共同調査の実施 11. 水環境モニタリング調査の実施 12. 県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり	
施行	平成19年度4月	
適用期間	施行後5年経過後に見直し	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「神奈川県地方税制等研究会」が、平成12年5月に「生活環境税制」に関する提言、平成15年10月に「生活環境税制のあり方に関する報告書」を提出 ○ 平成13年8月～出前懇談会を開始 ○ 平成13年10月～11月ミニシンポジウム開催(9か所)、平成14年2月メインシンポジウム開催、平成14年11月再度シンポジウム開催 ○ 平成15年10月～平成16年11月に県民集会実施(30か所) ○ 平成16年10月パブリックコメント実施 ○ 平成16年9月に素案提示、平成17年2月県議会に条例提案、平成17年6月再提案、平成17年9月修正可決 	

「いわての森林づくり県民税」(岩手県) の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課 税 団 体	岩手県
目 的	手入れの行き届かなくなった森林を保全し、森林が本来持っている公益的機能を持続的に発揮させるための施策を実施するため
加 算 額	個人県民税均等割 1,000円 法人県民税均等割 10%相当額
税 収 見 込	約7.1億円
税収の取扱い	税収相当額を「いわての森林づくり基金」に積立
税収の使途	①人工林の針広混交林への転換事業 ②地域力を活かした森林整備の公募、支援 ③事業評価委員会の設置、運営
施 行	平成18年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	○ 税収及び使途を明確にし、実施した事業の成果は毎年度公表。 ○ 事業実施に当たっては、公募委員等からなるいわての森林づくり県民税事業評価委員会を設置し、県民意見を反映しながら、事業の推進を図る。 ○ 平成16年2月から「いわての森林づくり検討委員会」を設置して、「いわての森林づくり県民税」導入の検討開始。平成17年3月に最終報告書を取りまとめた後、県民アンケート調査、パブリックコメントを実施。

「やまがた緑環境税」(山形県) の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	山形県
目 的	森林の有する公益的機能を維持し、持続的に発揮させるための施策を実施するため
加 算 額	個人県民税均等割 1,000 円 法人県民税均等割 10%相当額
税 収 見 込	約 6 億円
税収の取扱い	税収相当額を「やまがた緑環境税基金」に積立
税収の使途	① 管理放棄された人工林や病害虫により荒廃した里山林のうち、保全上重要な森林の公益的機能を回復する森林整備 ② 住民やN P O、企業等が実施する環境保全活動の公募、支援 ③ 地域活動のネットワーク化や森づくりに関する情報発信、技術支援など、県民活動を総合的に支援する体制の整備 等
施 行	平成 18 年 4 月
適 用 期 間	施行後 5 年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 16 年 3 月「やまがた公益の森構想」策定し、森林を支える仕組みを構築するために必要な制度や財源のあり方について調査検討を開始。 ○ 平成 17 年 7 月「公益の森づくり推進検討委員会」を設置し、18 年 2 月までに委員会を 4 回開催、3 月に報告書とりまとめ。 ○ 委員会報告に基づき、平成 18 年 3 月県森林審議会「県民みんなで支える新たな森林づくりと費用負担のあり方」を諮問。 ○ 平成 18 年 5 月「中間とりまとめ」を行い、パブリックコメント等を実施し、7 月に税率や名称等を示す「答申」を公表。 ○ 答申を踏まえ、県税制度研究会において税制度案を作成し、パブリックコメントを行い、平成 18 年 11 月に報告書をとりまとめ、同月の県議会において「やまがた緑環境税条例」可決。

「森林環境税」(福島県) の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課 税 団 体	福島県
目 的	水資源のかん養、県土保全等すべての県民が等しく享受している安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組むことを目指す。
加 算 額	個人県民税均等割 1,000円 法人県民税均等割 10%相当額 加算額の根拠 不明
税 収 見 込	約10億円
税収の取扱い	福島県森林審議会答申では、収納相当額を「(仮称) 森林環境基金」に積立
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> ○森林との共生関係の形成 森林環境学習推進事業、森林文化復興事業、森林ボランティア総合対策事業等 ○森林環境の適正な保全 森林環境適正管理事業、農山村活性化支援事業、森林産業創出支援事業等 ○市町村における森林環境保全への取組み
施 行	平成18年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県森林審議会において、平成16年8月に県から「森林を守り育てるための市民参画のあり方について」の諮問を受けて審議開始 ○ 平成17年8月現在で基金未設立

「とちぎの元気な森づくり税」(栃木県) の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税(個人・法人) 均等割の超過課税
課 税 団 体	栃木県
目 的	① 県民の参加によって、森林の大切さを啓発する。 ② 森林の環境面の機能を保全する。
加 算 額	個人県民税均等割 700円 法人県民税均等割 7% 加算額の根拠 必要事業費・事業期間・納税義務者数等を考慮して決定
税 収 見 込	約8億円
税収の取扱い	収納相当額を「とちぎの元気な森づくり基金」に積立
税収の使途	①元気な森づくり 荒廃しているスギ・ヒノキの人工林の間伐 生活に身近な里山保全等 ②森を育む人づくり 森との触れ合いや木を使うことを通じた普及・啓発活動等
施 行	平成20年4月
適 用 期 間	課税期間10年間(施行後5年経過後に見直し)
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年12月に県民協働森づくりに関する有識者会議を設置し、検討開始 ○ 平成18年度にシンポジウム、県民アンケート調査実施 ○ 平成19年3月から平成19年5月にかけてパブリックコメント実施 ○ 平成19年7月可決成立

「森林（もり）づくり県民税」（静岡県）の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	静岡県
目 的	荒廃した森林を再生し、土砂災害の防止、水源のかん養などの公益的な機能を有する良好な森林環境を保全していくため
加 算 額	個人県民税均等割 400円 法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約8.4億円
税収の取扱い	税収相当額を「森の力再生基金」に積立
税収の使途	①権利者による経済活動を通じた整備が困難な私有林、 ②土砂災害の防止や水源かん養等の機能を発揮させる必要のある 森林、 ③緊急に整備が必要な荒廃山林 の3つの条件を全て満たす山林（12,000ha）を対象に、強度の間伐 や樹種転換等の森林再生事業を実施。
施 行	平成18年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	

「水と緑の森づくり税」(富山県) の概要

項目	内容
税の種類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課税団体	富山県
目的	水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に寄与すること
加算額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額
税収見込	約2.7億円
税収の取扱い	税収相当額を、「富山県水と緑の森づくり基金」へ積立
税収の使途	○里山再生整備事業 人家や耕地周辺の里山林などを対象に、県民協働で再生整備 ○みどりの森再生事業 早急に整備が必要と認められる人工林を対象に、針広混交林へ誘導し、公益的機能の確保や景観の保全を図る ○森林ボランティア活動への支援 ○県民参加の森づくりを支えるための支援 ○県民提案型事業の創設 等
施行	平成19年4月
適用期間	施行後5年経過後に見直し
備考	○ 県民の森林に対する認識等についての意向調査結果を踏まえ、平成17年5月「とやま水と緑の森づくり検討委員会」を設置、「とやまの森」を県民全体で支えていくための仕組みについて検討開始、4回の検討委員会開催後、同年10月報告書及び提言書提出 ○ 「とやま水と緑の森づくり検討委員会」の提言を受け、平成17年11月「とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会」を設置、県民全体で支える森づくりの具体的な推進方策とそのために必要な新たな財源及び総合的な森づくりに関する条例の制定等を検討開始、5回の検討委員会開催後、平成18年5月報告書及び提言書提出 ○ 平成18年6月「富山県森づくり条例」可決成立

「いしかわ森林環境税」(石川県)の概要

項目	内容
税の種類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課税団体	石川県
目的	水源のかん養や山地災害の防止など、森林の多様な公益的機能が将来にわたって維持されるよう、県民の理解と協力のもとに、社会全体で森林環境の保全を図り、森林を良好な姿で次の世代に引き継いでいくこと
加算額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額
税収見込	約3.6億円
税収の取扱い	税収相当額を「いしかわ森林環境基金」に積立
税収の使途	①森林の公益的機能を高めるための手入れ不足人工林の整備 ②県民の理解と参加による森づくりの推進 ・森づくりに対する理解の増進 ・県民参加の森づくりの推進 ・里山林など身近な森の保全と活用
施行	平成19年4月
適用期間	施行後5年経過後に見直し
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の持つ公益的機能を維持するための様々な方策について多角的に検討するため、平成16年5月に自治体の長、学識経験者、経済団体の代表者及び林業関係者等で構成する「いしかわの森づくり検討委員会」を設置し、平成17年2月に「中間とりまとめ」を公表 ○ 「いしかわの森づくり検討委員会」の「中間とりまとめ」を踏まえ、平成17年5月に森づくりのための財源について幅広く検討を行うため、「いしかわの森づくり財源検討部会」を設置 ○ 平成18年7月「いしかわの森づくり財源検討部会」が報告書をとりまとめ、同年9月から10月にかけて、「これからいしかわの森づくりと森づくりの税案」に対する県民の意見を募集した後、同年11月「いしかわの森づくり検討委員会報告書」とりまとめ ○ 平成18年12月「改正石川県税条例」「いしかわ森林環境基金条例」可決・成立

「琵琶湖森林づくり県民税」(滋賀県) の概要

項目	内容
税の種類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課税団体	滋賀県
目的	琵琶湖森林づくり条例を踏まえ、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた環境重視の森林づくりと、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、県民協働による森林づくりを推進するという、新たな視点に立った施策を推進するために必要な費用を充てるため
加算額	<p>個人県民税均等割 800円</p> <p>法人県民税均等割 11%相当額</p> <p>加算額の根拠 税率は、必要な事業費および現行の県民税の個人分と法人分の税収割合が概ね3:1であることを考慮して設定</p>
税収見込	約6億円(個人分4.5億円、法人分1.5億円)
税収の取扱い	収納相当額は、新たに設ける基金に積立
税収の使途	<p>1 環境を重視した森林づくりのための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 奥地等の放置された人工林を、木材生産を目的とせず公益的機能が高度に発揮される針広混交林へ転換する事業 ○ 水源かん養機能が高度に発揮されるよう、伐採時期が70~80年以上の森林へ誘導する事業 ○ 地球温暖化防止の観点から、間伐材の搬出と利用を促進する事業 ○ 里山の環境保全を推進する事業 <p>2 県民協働による森林づくりのための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の大切さの普及啓発事業 ○ 森林づくりへの県民の参画を促進する事業 ○ 流域森林づくり委員会の設置とその活動を支援する事業
施行	平成18年4月
適用期間	施行後5年経過後に見直し
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年4月から「森林づくりの費用負担を考える懇話会」で検討 ○ 県政世論調査(無差別抽出3千人規模の郵送アンケート)、意見交換会(8回)・フォーラム(2回)開催

「森林環境税」(奈良県) の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	奈良県
目 的	県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資するため
加 算 額	<p>個人県民税均等割 500円</p> <p>法人県民税均等割 5%相当額</p> <p>加算額の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人については、他県の状況、アンケート調査を考慮し、県民生活上、過大な負担水準にはならないとして設定 ○ 法人については、最も小規模な法人の負担を個人に係る500円の負担水準以上としつつ、その大部分が零細企業等であることを考慮し設定
税 収 見 込	約3億円
税収の取扱い	一般財源（基金なし）
税収の使途	<p>山村地域の森林環境の保全とともに、平野部あるいはその周辺における里山林などの身近な森林の保全などのために、新規事業の実施又は既存事業の制度の拡充を行う。</p> <p>実施事業の例</p> <p>【自然との共生をめざして】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山林の整備による生物多様性や地域景観の回復 ・森林環境教育の幅広い指導者養成及び体験学習等の推進 <p>【森林の多面的な機能発揮をめざして】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置森林調査及び森林所有者に対する意識啓発等 ・公的関与による森林の公益的機能の維持増進
施 行	平成18年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「奈良県法定外税懇話会」において、平成15年5月から検討を開始し、平成16年5月～7月にかけて、市町村、NPO及び県民との意見交換会を実施。また、県下の各種イベントの参加者や県制モニターなどにアンケートを実施 ○ 平成16年11月に「森林環境に関する新たな課税」について報告書を提出

「紀の国森づくり税」(和歌山県) の概要

項目	内容
税の種類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課税団体	和歌山県
目的	水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくこと
加算額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額
税収見込	約2.6億円
税収の取扱い	税収相当額を「紀の国森づくり基金」に積立
税収の使途	○森林を舞台にした遊びの場の提供 ○放置され荒廃した森林の整備 ・強度間伐による森林の公益的機能の回復(花粉対策等) ・県民のふれる機会の多い森林の環境整備 ・植栽放棄地への広葉樹等植栽・里山整備 ○農林水産や観光分野等異分野の協働による森づくり 等
施行	平成19年4月
適用期間	施行後5年経過後に見直し
備考	○県職員で構成する「和歌山県自主税源ワーキンググループ」を平成11年12月に設置し、新たな税源としての法定外税の創設や超過課税の導入について調査研究を開始 ○平成13年度には、県職員で構成する「和歌山県自主税源研究会」において、「産業廃棄物に関する税」と「水源かん養に関する税」について研究を開始 ○和歌山県らしい税財源充実確保策を調査検討するために、平成14年5月に学識経験者を構成員に含めた「和歌山県税制度調査検討委員会」を設置、平成15年4月報告書提出 ○平成17年8月から11月にかけて「紀の国森づくり税」についての県民説明会開催 ○平成17年12月「紀の国森づくり税条例」可決成立

「県民緑税」(兵庫県) の概要

項 目	内 容
税の種類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	兵庫県
目 的	森林の荒廃及び都市地域の緑の喪失が進むなか、緑の保全及び再生を社会全体で支え県民総参加で取り組み、すべての県民の生活に関わる緑の多様な公益的機能を十分に発揮させるため
加 算 額	<p>個人県民税均等割 800円</p> <p>法人県民税均等割 10%相当額</p> <p>加算額の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人については、過度な負担とならない水準として、均等割の標準税率（1,000円）等も考慮し設定 ○ 法人については、法人県民税と個人県民税の課税額の割合（個人県民税の約20%）、法人税割の超過課税の負担水準等を考慮し設定
税 収 見 込	約21億円（個人約17億円、法人約4億円）
税収の取扱い	収納相当額を「県民緑税基金」に積立
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に強い森づくりのための事業 (2) 動物と共生する森づくりのための事業 (3) 県民が行うまちなみ緑化を支援するための事業 (4) その他森林及び都市地域の緑の保全及び再生のための事業
施 行	平成18年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「兵庫県税制研究会」において、平成13年11月から課税自主権について検討を開始し、平成14年11月に「森林保全のための税」について検討を進めるべきとの報告書を提出 ○ 「緑の保全のための税検討委員会」において、平成15年11月から検討を開始し、平成16年12月に最終報告書を提出 ○ 平成17年1月に県民緑税案及び事業案について公表し、県民意見の募集を実施。その結果を踏まえて、平成17年2月に最終案を公表

「森林環境税」(鳥取県)の概要

項目	内容
税の種類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課税団体	鳥取県
目的	森林の公益的機能を持続的に發揮させるため、県民の広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行い、県民共通の財産である森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。
加算額	個人県民税均等割 300円 法人県民税均等割 3%相当額
税収見込	約0.86億円
税収の取扱い	収納相当額を「森林環境保全基金」に積立
税収の使途	〈ハード事業〉緊急に公益的機能を保全する必要のある森林の整備 (事業例) ・人工林の強度間伐による広葉樹との複層混交林化 ・放置された広葉樹林の整備 など 〈ソフト事業〉県民が一体となって森林を守り育てる意識の醸成を図る事業 (事業例) ・企画公募による森林の体験学習等の実施 ・森林フォーラム等による都市部での啓発活動 など
施行	平成17年4月
適用期間	施行後3年経過後に見直し
備考	○ 平成11年に度鳥取県における地方税のあり方研究会において検討 ○ 平成14年6月に、「鳥取県水源かん養税(仮称)」(水道料金上乗せ方式の法定外目的税)の検討案を公表。県民アンケート、シンポジウム、意見交換会などを行った後、鳥取県水源かん養税案を修正し、超過課税方式の森林環境保全税として成立。

「水と緑の森づくり税」(島根県) の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課 税 団 体	島根県
目 的	水資源のかん養、県土保全等すべての県民が等しく享受している安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組むことを目指す。
加 算 額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約2億円
税収の取扱い	収納相当額を「水と緑の森づくり基金」に積立
税収の使途	(水と緑の森づくり事業) ①森づくり・森林利用への県民参画 ・水と緑の森づくり情報発信、森づくり教育等 ②水を育む県民みんなの緑豊かな森への転換 ・県民再生の森における協定による伐採制限、NPO参画、県民利用 ・不要木除去と広葉樹植栽 等 ③豊かな森を育む工夫 ・木質バイオの身近な活用実践等
施 行	平成17年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	○ 「水と緑の森づくり事業」は、県民からのアイデア・事業の提案(公募)及び「水と緑の森づくり会議」の意見を反映して全体案を作成 ○ 平成14年に島根県税制検討会において検討 ○ 平成14年6月に、「鳥取県水源かん養税(仮称)」(水道料金上乗せ方式の法定外目的税)の検討案を公表。県民アンケート、シンポジウム、意見交換会などを行った後、鳥取県水源かん養税案を修正し、超過課税方式の森林環境保全税として成立。

「おかやま森づくり県民税」(岡山県)の概要

項目	内容
税の種類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課税団体	岡山県
目的	森林の保全に関する施策の一層の推進を図るための財源確保
加算額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額
税収見込	約5.2億円
税収の取扱い	収納相当額を「おかやま森づくり県民基金」に積立
税収の使途	① 水源のかん養、県土の保全など森林の持つ公益的機能を高める森づくり ② 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進 ③ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進
施行	平成16年4月
適用期間	施行後5年経過後に見直し
備考	○ 税収で実施した事業の成果を毎年わかりやすく公表 ○ 岡山県税制懇話会において、平成13年度に検討開始 (当初案は、水道料金上乗せ方式の法定外目的税)

「ひろしまの森づくり県民税」(広島県) の概要

項目	内容
税の種類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課税団体	広島県
目的	森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県 土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するため
加算額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額
税収見込	約8億円
税収の取扱い	税収相当額を「ひろしまの森づくり基金」に積立
税収の使途	①人工林対策 荒廃した人工林の間伐や風倒木等の処理 ②里山林対策 土砂災害防止、松くい虫被害跡地対策、竹林繁茂防止対策等 ③都市緑化推進対策 ④森づくりに対する情報発信、普及啓発等
施行	平成19年4月
適用期間	施行後5年経過後に見直し
備考	○ 平成18年9月に、県職員で構成する「県民参加の森づくり事 業検討会議」を設置し、具体的な検討を開始 ○ 平成18年9月から11月までに6回の検討会議を行った後、同 年11月県民シンポジウムを開催 ○ 平成18年12月県議会において、「ひろしまの森づくり県民税 条例」可決・成立

「やまぐち森林づくり県民税」(山口県) の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税(個人・法人) 均等割の超過課税
課 税 団 体	山口県
目 的	すべての県民がその恵沢を享受している災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全その他の森林の有する多面にわたる機能が持続的に発揮されることが重要であることにかんがみ、森林の整備に関する費用に充てるため
加 算 額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約3億円
税収の取扱い	加算した部分の税収を、新たな森林づくりの事業に限定して使う。 (基金なし)
税収の使途	<p>1 健全で多様な森林づくりの推進 安全で快適な県民の皆様の暮らしを守るために、森林の持つ様々な機能が低下した森林の緊急的な整備などを進める。</p> <p>2 県民との協働による森林づくりの推進 森林の果たす役割の重要性についての理解を深めてもらうため、荒廃が進行している森林の現状やその整備の必要性などについて広く紹介する。</p> <p>3 適切な森林整備につながる森林資源の利用促進 適切な森林整備を進めるため、公共施設等への県産木材の利用や新たな需要拡大などを図る。</p>
施 行	平成17年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税収及び使途を明確にし、実施した事業の成果は毎年度公表。 ○ 事業実施に当たっては、公募委員等からなる協議会を設置し、県民意見を反映しながら、事業の推進を図る。 ○ 平成15年6月から、「やまぐち森林づくりリビジョン」の検討を行い、県民アンケート調査、パブリックコメントを実施した後、平成16年3月に策定・公表。 平成16年6月から、「やまぐち森林づくり財源検討委員会」において検討を行い、平成16年12月に報告書取りまとめ。

「森林環境税」(愛媛県) の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課 税 団 体	愛媛県
目 的	多様な公益的機能を有する森林について、その恩恵を受けている県民にその大きさを知り、広く負担を求めて、県民参加により森林環境の保全に取り組むことを目指す。
加 算 額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約3.6億円
税収の取扱い	税収相当額を「愛媛県森林環境保全基金」に積立
税収の使途	「森とくらす活動」「森をつくる活動」「木をつかう活動」の3つの分野において、指定事業(県が使途を定め実施する方式)と公募事業(県民から取組を公募し実施する方式)を実施。
施 行	平成17年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税収及び使途を明確にし、実施した事業の成果は毎年度公表。 ○ 事業実施に当たっては、公募委員等からなる協議会を設置し、県民意見を反映しながら、事業の推進を図る。 ○ 平成15年9月から「森林環境税導入のための税制検討委員会」と「森林環境税の活用による森づくり委員会」を設置して、「森林環境税」の導入を検討。県民アンケート調査、パブリックコメントを実施した後、平成16年11月に報告書取りまとめ。

「森林環境税」(高知県) の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課 税 団 体	高知県
目 的	①「県民参加による森林保全」の機運を高める。 ② 森林の環境面の機能を保全する。
加 算 額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 500円 加算額の根拠 アンケート結果から県民の理解が得られる範囲内
税 収 見 込	約1.4億円
税収の取扱い	収納相当額を「高知県森林環境保全基金」に積立
税収の使途	①県民参加の森づくり推進事業 幅広い県民を対象に、森林の大切さなどをPR(森の情報発信事業、森林の多面的利用推進事業(グリーンツーリズム支援等)、「こうち山の日」推進事業(環境教育強化、地域イベント開催)) ②森林環境緊急整備事業 公益上重要で緊急に整備する必要のある森林を混交林に誘導するため、強度な間伐を実施 ※ 基金運営委員会を設置し、基金の使途に関する事項を調査審議
施 行	平成15年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税財源拡充等検討会(内部検討会)において、平成12年度に検討開始 ○ 高知の森づくり推進委員会、当該委員会の新税制検討部会において、平成13年度～平成14年度にかけて検討 平成14年11月に高知の森づくり推進委員会が報告書提出、平成14年12月に委員会の新税制検討部会が報告書提出 ○ 平成14年11月まで県民アンケート実施 ○ 平成14年2月に水源かん養税シンポジウム開催 ○ 平成14年4月に市町村長との意見交換 ○ 平成14年6月に県民の声ネットワークとの意見交換 ○ 平成14年7月まで森林所有者アンケート実施

「森林環境税」(福岡県) の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課 税 団 体	福岡県
目 的	県民が享受している水源のかん養、土砂災害等防止、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため
加 算 額	個人県民税均等割 500 円 法人県民税均等割 5 %相当額
税 収 見 込	約 13 億円
税収の取扱い	税収相当額を「福岡県森林環境税基金」に積立
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「荒廃した森林の再生」事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃した森林を対象に環境を重視した間伐や植栽を実施し、公益的機能が高度に発揮されるように再生する。 ○ 「県民参加型の森林づくりの推進」事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の重要性や新たな施策の必要性、その効果等について情報発信 ・ 県民から森林づくりの活動案を募集し、森林ボランティア活動等の実施を支援することにより、県民参画による森林づくりを推進 等
施 行	平成 19 年 4 月
適 用 期 間	施行後 5 年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 18 年 4 月に外部有識者からなる「森林環境税（仮称）検討委員会」を設置し、検討開始 ○ 平成 18 年 11 月、「森林環境税（仮称）検討委員会」の報告を受け、平成 18 年 12 月県議会において、「森林環境税条例」と「森林環境税基金条例」を提案し、可決成立 ○ 可決成立後 2 年以内に施行

「ながさき森林環境税」(長崎県)の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課 税 団 体	長崎県
目 的	すべての県民が享受している県土の保全、水源のかん養、その他森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識づくりを図る施策に要する費用に充てるため
加 算 額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約3.2億円
税収の取扱い	税収相当額をながさき森林環境保全事業を対象とした基金へ積立
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「環境重視」の森林づくり <ul style="list-style-type: none"> ・「水源の森」の整備 ・樹木の生育を妨げる竹の伐採 等 ○ 「県民参加」の森林づくり <ul style="list-style-type: none"> ・県民のみなさんの提案・参加による森林づくり活動の支援 等
施 行	平成19年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度に九州地方知事会の「地方税制調査研究会」において検討が開始され、平成16年10月にその必要性についての検討結果が出されました。 ○ 平成16年10月に県民アンケート調査実施 ○ 平成17年2月に県庁内に研究会を設置、検討開始 ○ 平成17年5月に学識経験者、各界の代表者からなる「森林保全に関する税検討委員会」を設置、外部検討を開始、7回にわたる検討の結果、平成18年4月に、「森林保全に関する税検討結果報告書」提出 ○ 平成18年11月「ながさき森林環境税条例」可決成立

「森林環境税（森林環境の保全のための県民税の特例）」
 （大分県）の概要

項目	内容
税の種類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税
課税団体	大分県
目的	現在及び将来の県民が享受する県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に要する経費の財源を確保するため
加算額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額
税収見込	約2.9億円
税収の取扱い	収入相当額を森林環境保全のための基金に積立
税収の使途	<p>【使途に関する考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施策は、地域で考え地域で実践するなど県民主導で進める。 ② 地域の独自性を尊重し、個性豊かな取り組みを支援 ③ 将来に夢を託せる実験的・研究的な活動を支援 ④ 税の使途や成果等について県民に公開するなど、透明性を確保 <p>【具体的な使途】</p> <p>県民意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民総参加の森林づくり運動の推進 ○森林に関する情報発信・PR ○ボランティア活動の支援 <p>環境を守り、災害を防ぐ森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公益上重要な間伐放置林の強度間伐による混交林への誘導 ○災害が懸念される再造林放棄地の整備 ○里山林の整備（竹林の除去など） <p>持続的経営が可能な森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県産材の需要拡大のための研究やPR <p>遊び、学ぶ森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもが遊び、学べる身近な森林の整備 ○子どもの野外体験活動の推進
施行	平成18年4月
適用期間	施行後5年経過後に見直し
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「森林環境税制懇話会」において、平成16年5月から検討を開始し、平成16年10月に「森林環境税（仮称）に関する意見報告書」を提出 ○ 平成16年10月～平成17年1月に意見交換会実施 ○ 平成16年6月にシンポジウム開催 ○ 平成17年1月にパブリックコメント実施 ○ 平成16年5月～平成17年2月に、インターネット、意見交換会、シンポジウム等でアンケート実施

「水と緑の森づくり税」(熊本県) の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税(個人・法人) 均等割の超過課税
課 税 団 体	熊本県
目 的	水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林をすべての県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林の有する公益的機能の維持増進を図る施策に要する経費に充てる。
加 算 額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額
税 収 見 込	約4.2億円
税収の取扱い	税収相当額を「熊本県水と緑の森づくり基金」に積立
税収の使途	○重要な水源かん養地域などにある、手入れがされていない人工林を対象に、通常よりも間引く本数を多くした間伐を行う。 ○人工林の伐採後、植栽が行われず放置され、災害の発生の恐れがある山に、広葉樹を植栽して災害防止を図る。 ○自主的・実践的な森林ボランティア活動を活発にする総合的な支援を行う。 ・下刈りや間伐などの森林作業の指導や作業用具の貸与 ・森林ボランティア活動を行う場のあっせんやさまざまな情報提供 ○身近な里山林の新たな保全・活用について、具体的な地域の活動計画を広く募集し、都市と山村地域住民が連携した取り組みを支援する。
施 行	平成17年4月
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し
備 考	○ 平成16年12月に「水とみどりの森づくり税について(案)」報告書取りまとめ。

「森林環境税」(宮崎県) の概要

項 目	内 容
税 の 種 類	県民税(個人・法人)均等割の超過課税
課 税 団 体	宮崎県
目 的	森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって豊かな水と緑に恵まれた県土の形成及び県民の安全で豊かな生活の確保に寄与すること
加 算 額	個人県民税均等割 500 円 法人県民税均等割 5 %相当額
税 収 見 込	約 2.8 億円
税収の取扱い	税収相当額を「森林環境税基金」へ積立
税収の使途	○県民の理解と参画による森林づくりの推進 ・ 森林ボランティア団体等の育成や県民の知恵と行動力による森林づくり活動に対する支援 ・ 植樹活動に必要な苗木の提供 等 ○公益的機能を重視した森林づくりの推進 ・ 広葉樹の造林、針広混交林の造成への支援 ・ 里山人工林等の再生 等
施 行	平成 18 年 4 月
適 用 期 間	施行後 5 年経過後に見直し
備 考	

「森林環境税」（鹿児島県）の概要

項 目		内 容
税 の 種 類	県民税（個人・法人）均等割の超過課税	
課 税 団 体	鹿児島県	
目 的	県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保するため。	
加 算 額	個人県民税均等割 500円 法人県民税均等割 5%相当額	
税 収 見 込	約3.8億円	
税収の取扱い		
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 森林にまなび、森林とふれあう（森林について理解を深めるための普及・啓発） 各種媒体の活用、シンポジウムの開催等による普及・啓発 学校における森林・林業教育の支援 森林に親しみ、ふれあう場の確保 など ◇ 森林をまもり、森林をそだてる（公益的機能の維持・増進のための森林整備） 水源かん養の森林づくり 地球温暖化防止の森林づくり など 	
施 行	平成17年4月	
適 用 期 間	施行後5年経過後に見直し	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成12年8月から、「地方税財源充実に向けての研究会」において新たな地方税財源について調査・研究を行い、平成15年9月に森林環境税の検討案を公表。県民モニターアンケート、林業団体・林業経営者との意見交換会などを行った後、平成16年2月に、森林環境税について、具体的な税制の仕組みを盛り込んだ構想を公表。 	